

13.30

証明書返還請求による証明書返還の
取扱い

提出された証明書の返還については、証明書の提出に係る手続が以下のいずれかに該当する場合で証明書に不備がある場合の証明書に限り、証明書返還請求書（書式第33）が提出された場合は、返還することとする。

- (1) 手続の却下（特18条^{*1}、実2条の3）
- (2) 不適法な手続の却下（特18条の2第1項^{*2}、133条の2第1項^{*3}）
- (3) 手続補正指令（特17条3項^{*4}、133条1項^{*5}、2項^{*3}、実2条の2第4項）
- (4) 却下理由通知（特18条の2第2項^{*2}、133条の2第2項^{*3}）
- (5) 方式に違反した場合の決定による却下（特133条3項^{*5}）
- (6) 不適法な審判請求の審決による却下（特135条^{*3}）
- (7) 行政指導の「受理しない旨の通知」

(注) 多件一通手続の場合は、全件が上記に該当するときのみ適用する。

(注) 電子情報処理組織を使用して提出された証明書には適用しない。

(説明)

証明書返還請求は、不備のある証明書を提出したときに、不適法な手続の却下、補正指令、却下理由通知や行政指導の通知を受けた際、その不備のある証明書の返還を受け、当該証明書の訂正等を行うことにより再提出を簡便にし、手続者の便宜に資するものである。

なお、証明書の写しの提出が許容される場合において、当該証明書の写しに不備があるときは、手続者の保持する原本を訂正した上で原本又はその写しが再提出されるべきであり、当該取扱いの趣旨から鑑みて、提出された証明書が写しであることが明確な場合は、原則として返還しないものとする。

また、電子情報処理組織を使用して提出された証明書のうち、押印又は署名に代えて特許庁長官が定める電子署名がされた証明書は、提出後にその内容が改変されたものは真正な証明書として認められないため、不備の解消のために返還し、再提出を簡便にするという本来の返還の趣旨にそぐわないうえに、返還の効果も実質的に無いことから、押印又は署名を要さない証明書も含め、電子情報処理組織を使用して提出された証明書は、返還しないものとする。

(改訂令和8・5)

-
- *¹ 特18条：意68条2項、商77条2項において準用
- *² 特18条の2第1項、2項：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、特例法41条2項において準用
- *³ 特133条2項、133条の2第1項、第2項、135条：特71条3項〔実26条、意25条3項、商28条3項〔商68条3項〕〕、特120条の8第1項〔特174条1項〕、実41条、意52条、58条2項〔商62条1項〔商68条5項〕〕、商附則21条〔商附則23条〕、意58条3項〔商62条2項〔商68条5項〕〕、商56条1項〔商43条の15第1項〔商60条の2第1項（商68条5項）〕、商68条4項〕、商68条4項〕、商附則17条1項〔商附則23条〕において準用
- *⁴ 特17条3項：意68条2項、商77条2項において準用
- *⁵ 特133条1項、133条3項：特71条3項〔実26条、意25条3項、商28条3項〔商68条3項〕〕、特120条の5第9項〔特174条1項〕、特120条の8第1項〔特174条1項〕、特134条の2第9項、特174条2項、174条3項〔実45条1項、意58条4項、商61条〔商68条5項〕〕、商附則20条〔商附則23条〕、特174条4項、実41条、意52条、58条2項〔商62条1項〔商68条5項〕〕、商附則21条〔商附則23条〕、意58条3項〔商62条2項〔商68条5項〕〕、商56条1項〔商43条の15第1項〔商60条の2第1項（商68条5項）〕、商68条4項〕、商68条4項〕、商附則17条1項〔商附則23条〕において準用

注記の準用条文は括弧を用いて記載されている。

例「特50条〔特67条の4、159条2項〔特174条2項〕〕」は、「特50条：特67条の4、159条2項（特174条2項において準用）において準用」を表す。